

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年3月17日認可した。

平成27年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市糠山池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）西田井地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）坂瀬池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）城池西小池放水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高野頭首工地区